新規用

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（平成３１年分）記入要領

この記入要領は「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（平成３１年分）」の記入方法について説明したものです。
今回ご提出いただく当該申告書は、平成３１年中に国民年金基金または国民年金基金連合会から支払われる年金の税金計算の基礎となるものですので、この記入要領をよくお読みいただき、正しくご記入のうえ、ご提出をお願いします。
なお、この申告書は平成３１年中に支払われる年金額が８０万円（６５歳未満の方は１０８万円）以上の方に送付しています。

『扶養親族等の状況』欄

◆配偶者および扶養親族の対象とした方について次の事項を記入してください。
・氏名（よみがな）、続柄、生年月日、障害の有無、居住状態、所得見積額、個人番号（マイナンバー）

◆「障害」欄の記入について
●障害者に該当されない場合には“なし”を○で囲んでください。
●障害者に該当する場合は、裏面の「◆障害の区分について」をご覧のうえ、“普”（普通障害）か“特”（特別障害）のどちらかを○で囲んでください。
また、「摘要」欄に、氏名・身体障害者手帳等の種類と交付年月日・障害の程度（等級など）を記入してください。
※障害の事実を示す書類の提出は必要ありません。

◆「別居」欄の記入について
配偶者および扶養親族が別居している場合には「別居」欄に○を記入していただくとともに、「摘要」欄に該当される方の氏名および住所を記入してください。

◆「非居住」欄の記入について
日本国外に居住している場合には「非居住」欄に○を記入していただくとともに、裏面「Ⅴ　提出にあたっての注意事項　5」をお読みいただき、必要な書類を添付してください。

◆「所得見積額」欄の記入について
裏面の「Ⅲ　所得金額の見積額の計算方法」をご覧のうえ、配偶者および扶養親族の平成31年分の所得見積額を算出し、記入してください。

◆「個人番号（マイナンバー）」欄の記入について
所得税法施行規則第77条の4の規定により個人番号（マイナンバー）を記入してください。番号を確認するための書類の添付は不要です。（記入がない場合であっても扶養親族等申告書が提出されたものとして税額計算を行います。）

※ 扶養している人がいない場合でも、受給者本人分の控除（基礎的控除）を受けることができますので、ご提出ください。
※ この記入要領に記載されている用語の説明、年齢の算出方法、所得金額の計算方法および提出にあたっての注意事項につきましては、裏面に記載してありますので、よくお読みになって記入をお願いします。
※ 記入が終わりましたら、同封の返信用封筒によりご提出ください。

記入例

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（平成31年分）　　支払者　○○国民年金基金理事長

受給者本人	住所	東京都港区六本木1−1		
	氏名	基金　太郎 ㊞	電話番号	○○−○○○○−○○○○
	生年月日	昭和29年4月30日	加入員番号	○○○○−○○○○○○○○
	本人障害	(障害なし)・普通障害・特別障害	寡婦(夫)	(該当なし)・寡婦・特別寡婦・寡夫
	所得見積額	(900万円以下)・900万円超		

[扶養親族等の状況]　下記の扶養親族等の状況欄を記入してください。　扶養親族等の個人番号を記入してください。

区分	氏名（よみがな）	続柄	生年月日	障害	別居	非居住	所得見積額	個人番号（マイナンバー）
配偶者(※)	基金　花子（ききん　はなこ）	夫(妻)	昭和27年 3月 1日	(なし)・普・特			0 万円	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
扶養親族	基金　一郎（ききん　いちろう）	父	昭和 4年11月29日	(なし)・普・特	○		0 万円	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	基金　三郎（ききん　さぶろう）	子	昭和51年 6月24日	なし・(普)・特			0 万円	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
				なし・普・特			万円	
				なし・普・特			万円	
				なし・普・特			万円	
				なし・普・特			万円	
				なし・普・特			万円	
				なし・普・特			万円	

(※)配偶者欄は源泉控除対象配偶者または同一生計配偶者(普通障害者、特別障害者)の場合に記入してください。

摘要
基金　一郎住所：東京都港区六本木2-2
基金　三郎：身体障害者手帳　3級　平成20年4月1日手帳交付
年　月　日提出

扶養している人がいない場合でも、必ずご提出ください。
ご提出がない場合は、税額が年金額の7.5%になります。
※こちらに右記「復興特別所得税」が加算されます。

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、平成25年1月1日から平成49年12月31日の間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、「復興特別所得税」として所得税率に100分の2.1の税率を乗じて計算した率を加えて源泉徴収することとなります。

『受給者本人』欄

◆国民年金基金または国民年金基金連合会から年金を受け取られている受給者本人についてご記入のうえ、必ず押印してください。
※国税通則法第124条の規定により押印しなければなりません。

◆「本人障害」欄の記入について
●受給者本人が障害者に該当されない場合には“障害なし”を○で囲んでください。
●受給者本人が障害者に該当する場合は、裏面の「◆障害の区分について」をご覧のうえ、“普通障害”か“特別障害”のどちらかを○で囲んでください。
また、「摘要」欄に、氏名・身体障害者手帳等の種類と交付年月日・障害の程度（等級など）を記入してください。
※障害の事実を示す書類の提出は必要ありません。

◆「寡婦（夫）」欄の記入について
●受給者本人が寡婦（夫）に該当しない場合は“該当なし”を○で囲んでください。
●受給者本人が寡婦（夫）に該当する場合は、裏面の「◆寡婦・特別寡婦・寡夫とは」をご覧のうえ“寡婦”・“特別寡婦”・“寡夫”のいずれかを○で囲んでください。
また、「摘要」欄に、寡婦（または特別寡婦・寡夫）の要件にかかる事実を記入してください。
【記入例】：　“特別寡婦”に該当する場合
配偶者と死別、本人所得額300万円、子　基金よし子　所得0円
※寡婦（または特別寡婦・寡夫）の事実を示す書類の提出は必要ありません。

◆「所得見積額」欄の記入について
裏面の「Ⅲ　所得金額の見積額の計算方法」をご覧のうえ、ご本人の平成31年分の所得見積額を算出し、該当する項目を○で囲んでください。

◆扶養しているが、控除対象者として届出をしない方がおられるときは、その者の氏名・続柄等を「摘要」欄に記入してください。

※用語の意味等は裏面をご覧ください。